

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 地域の状況を踏まえた再資源化等の目標等
 (1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

本県における特定建設資材廃棄物の再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊で高く改善されている。それに比べ、建設発生木材の再資源化等率は46%で平成7年度時から改善されていない。

表3-1 本県の特定建設資材廃棄物の再資源化等率

種別	コンクリート塊	建設発生木材	アスファルト・コンクリート塊
平成12年度	99%	46%	100%
平成7年度	89%	46%	84%
平成2年度	60%	84%	74%

資料) 国土交通省「建設副産物実態調査」

本県における特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標は、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に重点的に特定建設資材廃棄物の再資源化等に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率は、次表の左欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

また、上位計画に当たる岐阜県環境基本計画（平成13年3月策定）では、産業廃棄物の減量化・資源化率を平成15年度に93.0%としており、より積極的な取り組みが求められているところである。

特に、県事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 建設発生木材

建設発生木材（廃棄物処理法では「木くず」という。）については、そのまま再利用できる品質の良い柱や梁などは少ないことから、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

また、再資源化の技術開発及び用途開発の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

（３）その他の建設資材廃棄物の再資源化等の方向

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

ア 廃プラスチック

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチック（プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。他方、廃プラスチックは種類が多く分別が難しいこと、分別が的確に行われないと再資源化が困難とされていることから、廃プラスチックの再資源化については、経済性の面における制約が小さくなるよう、今後関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

また、建設資材として使用される塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

イ 廃石膏ボード

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボード（石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想される。一方、紙と分離した石膏ボードは安定型最終処分場で埋立処分することができるが、紙が付着したものは管理型最終処分場で埋立処分しなければならないため、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者に

よる積極的な取組が行われることが重要である。

また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

なお、廃石膏ボードは年間約167万t排出され、このうち30～40万tが新築工事に伴い発生する端材、残りが改修・解体工事に伴い発生するが、その2割程度に石綿吸音板が接着されているなど不純物が混入しやすい課題がある。再資源化用途としては、土壌改良材やセメント原料、汚泥の中性固化材の原料等があるが、さらなる技術開発が重要である。

(4) 建設資材廃棄物の適正な処理の方向

再資源化等が困難な建設資材を最終処分する場合は、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があるが、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。）については管理型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物）の廃棄物が混入しないよう分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

ア 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物は、一般に数種類の廃棄物、特に安定型処分品目と管理型処分品目が混合したものをいうが、原則として選別施設で選別し、再資源化又は縮減を図るとともに、適正な埋立処分を行うよう努めることが必要である。

また、管理型最終処分場の状況を勘案して、選別施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 廃畳

廃畳は、肥料化あるいは熱回収する以外に再資源化用途が乏しいが、近年、稲わら畳床といぐさ畳表に代わり、建材畳床（ポリスチレン、ファイバー等）や化学繊維畳表が増加しており、これらの肥料化は困難であることから、適正に焼却し、燃えがらについても適正な埋立処分を行う必要がある。

ウ 廃瓦

廃瓦は、分別後安定型最終処分場で埋立処分を行うことが一般的である。再資源化用途として再生瓦とする技術が確立されているが、県内の減量化施設は極めて限定されるなどの課題がある。

エ 有害物質

建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類及び非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止するよう努める必要がある。

また、防腐・防蟻のために木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐材をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性のある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにするため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。

2 再資源化施設の立地を特に促進すべき地域

本県における建設資材廃棄物は、先に特定建設資材廃棄物の発生量の見込み（ - 2 - (3) ）でみたように、近い将来急増するものと推計されるため、再資源化施設の新規整備及び既存施設の効率的稼働を推進する措置を講ずるよう努める必要がある。

種類別にみると、特定建設資材廃棄物のうち、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については再資源化施設の整備が進み、県全域を網羅できる状況にある。

建設発生木材については、再資源化施設の整備が相当程度進み県下の大半の地域を網羅しているが、未だ施設数及び処理能力に限られる地域や再資源化施設までの距離が相当程度あり運搬費が増嵩すると予想される地域があり、県全域を十分に補完できる状況ではない。特に、再資源化施設の立地を促進すべき地域として、中濃地域、郡上地域、中津川恵那地域及び飛騨地域のうちそれぞれ一部の地域があげられる。